

市第 115 号議案

横浜市総合保健医療センター条例の一部改正

横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正する条例

横浜市総合保健医療センター条例（平成 4 年 3 月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「第 8 条第25項」を「第 8 条第27項」に改める。

第 9 条第 1 号ウ中「介護保険法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法」に改め、同条第 2 号中「同条第25項」を「同条第27項」に改め、同条第 2 号の 2 中「第 5 条第 9 項」を「第 5 条第 8 項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に、「第29条第 3 項」を「第29条第 3 項第 1 号」に改め、同条第 2 号の 3 中「第29条第 3 項」を「第29条第 3 項第 2 号」に改め、「費用の額の10分の 1 の」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市総合保健医療センター条例第 9 条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の制定及び介護保険法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市総合保健医療センター条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ $\frac{\text{改正案}}{\text{現行}}$ ）

（施設）

第 3 条 前条各号に掲げる事業を行うため、センターに次の施設を置く。

（第 1 号省略）

- (2) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号） $\frac{\text{第 8 条第 27 項}}{\text{第 8 条第 25 項}}$ に規定する介護老人保健施設

（第 3 号、第 4 号及び第 2 項省略）

（利用料金）

第 9 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる

額を合算して得た額の当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- (1) 診療所及び精神科デイ・ケア施設において診療を受ける場合は、次に掲げる額（精神科デイ・ケア施設にあつては、ウに掲げる額を除く。）

（ア及びイ省略）

ウ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）
介護保険法
）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法

第 8 条第 10 項に規定する短期入所療養介護若しくは同条第 26 項に規定する介護療養施設サービス又は同法第 8 条の 2 第 10 項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護等」という。）を受けるときは、同法の規定により定められた短期入所療養介護等に係る費用の額並びに同法の規定により厚生労働大臣が定める食費及び居住費又は滞在費の基準費用額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

- (2) 介護老人保健施設において、介護保険法第 8 条第 8 項に規定する通所リハビリテーション又は同法第 8 条の 2 第 8 項に規定する介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション等」という。）を受けるときは同法の規定により定められた通所リハビリテーション等に係る費用の額、同法第 8 条第 10 項に規定する短期入所療養介護若しくは 同条第 27 項に規定する介護保健施設サービス又は同法第 8 条の 2 第 10 項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「介護保健施設サービス等

」という。)を受ける場合は同法の規定により定められた介護保健施設サービス等に係る費用の額並びに同法の規定により厚生労働大臣が定める食費及び居住費又は滞在費の基準費用額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

- (2) の 2 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 8 項
第 5 条第 9 項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）同条第 13 項
同条第 14 項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）同条第 14 項
同条第 15 項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）法第 29 条第 3 項第 1 号
第 29 条第 3 項の規定により定められた短期入所、自立訓練又は就労移行支援に係る費用の額及び同条第 1 項に定める特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

- (2) の 3 法第 19 条第 1 項の規定により同項に規定する支給決定（短期入所、自立訓練又は就労移行支援に係るものに限る。）を受けた者以外の者が短期入所に準ずるサービスを受ける場合、自立訓練施設において自立訓練に準ずるサービスを受ける場合又は就労支援施設において就労移行支援に準ずるサービスを受ける場合は、法第 29 条第 3 項第 2 号
第 29 条第 3 項の規定により定められた短期入所、自立訓練又は就労移行支援に係る費用の額の 10 分の 1
の額及び同条第 1 項に定める特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

（第 3 号から第 5 号まで省略）